

文学研究科独文学専攻
博士学位請求論文の申請および審査に関する内規

2021年6月9日改訂

- I 学位の名称
- II 学位申請の資格
- III 審査の種類
- IV 審査団の構成
- V 審査対象
- VI 研究の範囲
- VII 学位申請の手続き

I. 学位の名称

- I-1 ドイツ語学およびドイツ文学、ドイツ語教授法などのゲルマニスティック諸分野およびドイツ語圏における人文科学研究の知見に基づく研究分野の論文を提出し、本専攻の組織する審査団による審査を経たのち、慶応義塾大学大学院文学研究科委員会（以下「文研委」と称す）の審査に合格した者には「博士（文学）」の学位が授与される。
- I-2 課程博士号、論文博士号の区別については文部科学省の規定に準ずる。
- I-3 ここに定める学位の英語の公式名称を Ph.D. in Literature とする。本学位はドイツ語圏における Doktor der Philosophie (Dr.Phil.) に相当する。

II. 学位申請の資格

- II-1 第一条に定める学位申請者のうち、本塾大学院文学研究科後期博士課程（以下「博士課程」と称す）の所定単位を取得し退学する見込みの者、ないし博士課程入学後6年未満の者は「課程博士」の申請資格を有する。
- II-2 前項に該当しない者は「論文博士」の申請資格を有する。

III 審査の種類

- III-1 課程博士の学位申請者は、専攻内の論文審査および口頭試問を受けなければならない。それに合格したのち、文研委の審査に合格しなければならない。
- III-2 論文博士の学位申請者は、専攻内の論文審査、口頭試問、ならびに学識審査を受けなければならない。それに合格したのち、文研委の審査に合格しなければならない。

IV. 審査団の構成

- IV-1 第一条に定める審査団は独文学専攻内の文学研究委員の協議に基づいて構成され、文研委の承認を得なければならない。その構成員は次の2項から4項に定める責務を有する。
- IV-2 審査団は主査1名、副査2名、学識担当者1名より構成される。主査は独文学専攻の専任教授で、かつ文学研究科委員であること。主査は副査ならびに学識審査担当者を選任し、学位審査全般を統括する。
- IV-3 副査は学位審査にあたり主査を補佐し、各自の所見を述べる。
- IV-4 学識審査担当者は主査および副査が兼任することが許される。学識審査担当者は学位申請者の学識を、面接等によって確認に審査団に報告する義務を負う。

V. 審査対象

- V-1 学位請求論文には、その主題に関連する副論文ないし著作数点を添付することができる。
- V-2 学位請求論文で使用される主言語については日本語ないしドイツ語のいずれかを問わない。ただし日本語論文、ドイツ語論文には英語の詳細なレジュメ（10頁程度）を添付しなければならない。
- V-3 論文博士の提出資格を申請する者は、あらかじめ学識審査を受けて合格しなければならない。ただし、慶応義塾大学大学院文学研究科独文学専攻博士課程の所定単位を取得し、満期退学した者はこの限りではない。
- V-4 学位請求論文は、主査が相当と認める既刊の学術研究書1点以上で代替することができる。ただし、学位請求の時点から2年未満に刊行されたものであること。
- V-5 副論文はレフェリー制によって審査され、学会誌に掲載されたものでなければならない。
- V-6 参考論文として添付される著作は単著であれば1点以上、共著であれば2点以上であること。共著1点のみである場合は受理しない。
- V-7 学位請求論文の書式は、日本語の場合、A4で40字×30行、ドイツ語の場合、80字×30行を目安とし、頁数は日本語の場合、250頁、ドイツ語の場合、200頁を目安とする。V-4に該当する学術研究書もこれに準ずる。

VI. 研究の範囲

学位請求論文は、ドイツ語圏の言語学、文学、芸術、文化、社会、教育等を研究対象とするものであること。

VII 学位申請の手続き

- VII-1 課程博士の学位申請者は独文学専攻の指導教授の、論文博士の学士申請者は独文学

専攻の文学研究科委員である専任教授の承認を得た上で申請手続きをおこなわなければならない。

- VII-2 学位申請者は文学研究科に対する学位申請書ならびに主論文・副論文等の提出に先立ち、独文学専攻所定の学位請求論文申請書を提出し、論文審査の許可を得なければならない。専攻内の申込書の提出は2月および8月とし、申請者は独文学専攻から論文審査許可を受けた日から起算して1年以内の下記第4項に定める期間に、独文学専攻に対して審査用の論文等を提出しなければならない。申請者が審査用論文等を1年以内に提出できなかった場合は、理由書を付した延長願または取消願を独文学専攻に提出しなければならない。延長願、取消願はいずれも一度だけ提出することができる。
- VII-3 上記専攻内申込書の提出を受けた場合、独文学専攻はすみやかにこれを審査し、独文学専攻内審査のための学位請求論文提出の可否を申請者に通知しなければならない。
- VII-4 学位請求論文（主論文）の独文学専攻に対する提出時期は、原則として毎年3月1日から同月31日、および9月1日から同月30日の2回とする。学位請求論文（主論文）の提出を受けた独文学専攻はただちにこれを審査し、申請者に対して文研委への正式申請の可否を通知しなければならない。
- VII-5 文研委に対する正式な学位申請許可を独文学専攻から得た申請者は、学位請求申請書1通、履歴書1通、業績目録4部、学位請求論文要旨2部、製本済みの学位請求論文5部、場合によっては参考論文等を学事センターに提出する。
- VII-6 学位申請は文研委の承認を得なければならない。
- VII-7 学位申請者は、審査の過程において、独文学専攻の組織する審査団より論文の訂正加筆を求められた場合は、審査期限内（上記第2項による論文審査の許可を得た日から一年以内）にこれをおこない、改めて印刷製本した学位請求論文5部、学位請求論文要旨2部を主査に提出しなければならない。
- VII-8 審査団の論文審査に合格した者は、審査団の定める日時において口頭試問を受け、これに合格しなければならない。
- VII-9 学位申請者が上記第8項の口頭試問に合格した場合、審査団はすみやかに文研委にはかり、当該学位申請の可否を文研委に対して問わなければならない。
- VII-10 文研委における審査結果は審査団によってただちに申請者に書面で通知されなければならない。

以上